

山田みやこの活動報告

令和6年8月24/25日

全国自治体議員行財政研究会主催

2023年度自治体決算を読む

講師 菅原敏夫氏

1 決算と予算

8月は自治体の決算議会の準備が整う時期。一方、国の2025年度省庁概算要求が締め切られ、財務省の査定が本格化する。

23年度の自治体決算は難しい。経済は好調、財政も改善、だから格差を是正など社会問題の解決に注力すべき。

2 「市民決算」 公会計と財政

地方自治法に定める議会の三大権限は

- 1 条例の制定改廃
- 2 予算を定める
- 3 決算の認定

総務省は「決算不認定の調」を作成。21・22年度分の合計27自治体の記載あり。

3 地方財政状況調査検収調書—決算カードから検収調書

決算審査には決算カードがある。

決算カードは。各年度に実施した地方財政状況調査の集計結果に基づき、都道府県・市町村ごとの普通会計歳入・歳出決算額、各種財政指標等の状況について、団体ごとに1枚のカードに取りまとめたもの。

4 財政健全化法

健全化判断比率は決算とともに監査を受け議会に報告される4指標。

(1) 実質赤字比率

当該自治体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

(2) 連結実質赤字比率

当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に多する比率

(3) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

(4) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係る物も含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

5 地方自治法改正と決算と監査

地方自治法の改正は、①内部統制に関する方針の策定②監査制度の充実強化③決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備④地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し